

令和５年度 理事会議事録

栃木県国民健康保険団体連合会

1 招集日時

令和５年７月１１日（火）

開 会 13 時 55 分

閉 会 14 時 47 分

2 招集場所

宇都宮市本町３番９号 栃木県本町合同ビル 9 階

栃木県国民健康保険団体連合会 9 階大会議室

3 出席者

（１）理事定数 15 名中、13 名出席

理 事 長	花 塚 隆 志	（さくら市長）
副理事長	入 野 正 明	（市貝町長）
常務理事	星 野 光 利	（上三川町長）
常務理事	大 橋 哲 也	（学識経験者）
理 事	岩 佐 景一郎	（栃木県保健福祉部長） 書面参加
	佐 藤 栄 一	（宇都宮市長） 書面参加
	稲 野 秀 孝	（栃木県医師国保組合理事長） 書面参加
	粉 川 昭 一	（日光市長） 書面参加
	大 川 秀 子	（栃木市長）
	平 山 幸 宏	（那須町長）
	福 島 泰 夫	（那珂川町長）
	早 川 尚 秀	（足利市長） 書面参加
	金 子 裕	（佐野市長） 書面参加

4 附議事項

I 議決事項

議案第 1 号	令和 4 年度栃木県国民健康保険団体連合会事業報告の認定について
議案第 2 号	令和 4 年度栃木県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第 3 号	令和 4 年度栃木県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 4 号	令和 4 年度栃木県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 5 号	令和 4 年度栃木県国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 6 号	令和 4 年度栃木県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出

決算の認定について

- 議案第 7 号 令和 4 年度栃木県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 8 号 令和 4 年度栃木県国民健康保険団体連合会特定健診保健指導費用決済業務特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 9 号 令和 4 年度栃木県国民健康保険団体連合会職員厚生資金貸付金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 10 号 令和 5 年度栃木県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出予算補正について
- 議案第 11 号 令和 5 年度栃木県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（抗体検査等費用に関する支払勘定）歳入歳出予算補正について
- 議案第 12 号 令和 5 年度栃木県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計（業務勘定）歳入歳出予算補正について
- 議案第 13 号 令和 5 年度栃木県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計（障害介護給付費支払勘定）歳入歳出予算補正について
- 議案第 14 号 栃木県国民健康保険団体連合会職員服務規則の一部改正について
- 議案第 15 号 栃木県国民健康保険団体連合会職員育児休業等に関する規則の一部改正について
- 議案第 16 号 栃木県国民健康保険団体連合会職員介護休業等に関する規則の一部改正について
- 議案第 17 号 栃木県国民健康保険団体連合会職員給与規則の一部改正について
- 議案第 18 号 栃木県国民健康保険団体連合会職員退職手当規則の一部改正について
- 議案第 19 号 栃木県国民健康保険団体連合会職員の再任用に関する規則の一部改正について
- 議案第 20 号 栃木県国民健康保険団体連合会財務規則の一部改正について
- 議案第 21 号 栃木県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払規則の一部改正について
- 議案第 22 号 栃木県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等に関する費用支払規則の一部改正について
- 議案第 23 号 栃木県国民健康保険団体連合会柔道整復施術療養費審査支払規則の一部改正について
- 議案第 24 号 栃木県国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業規則の一部改正について
- 議案第 25 号 栃木県国民健康保険団体連合会障害福祉事務共同処理規則の一部改正について
- 議案第 26 号 栃木県国民健康保険団体連合会海外療養費不正請求対策支援業務規則の一部改正について
- 議案第 27 号 栃木県国民健康保険団体連合会介護保険者事務共同処理規則の一部改正について
- 議案第 28 号 栃木県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療診療報酬審査支払規則の一部改正について
- 議案第 29 号 令和 5 年度栃木県国民健康保険功労者表彰の同意について
- 議案第 30 号 栃木県国民健康保険団体連合会役員の改選に伴う学識経験者たる理事 1 名の推薦について
- 議案第 31 号 令和 5 年度栃木県国民健康保険団体連合会通常総会の招集日時、場所及び附議事項について

Ⅱ 協議事項

- ①栃木県国民健康保険団体連合会役員の改選について
- ②国保総合システムの更改に伴う費用に係る令和 6 年度国庫補助獲得のための要請活動について

5 議事経過

- 司 会 (開会宣言)
開会挨拶 理事長 花 塚 隆 志
(出席理事数報告)
- 司 会 本日の理事会の出席理事数について、ご報告を申し上げます。
理事定数 15 名のところ、現在、出席が 7 名、書面による代理出席等 6 名を含め
まして、13 名のご出席をいただいております。過半数の出席をいただいておりますので、本理事会が成立いたしますことをご報告いたします。
なお、本理事会の議事録につきましては、公表要領に基づき公表いたしますので、
ご了承をお願いいたします。
それでは、議事に入ります。本理事会の議長につきましては、規約の定めにより
まして、理事長があたることとなっております。花塚理事長、よろしくお願いいたします
します。
- 議 長 それでは、規約の定めによりまして、暫時、議長を務めさせていただきます。議
事の運営につきましては、ご協力をよろしくお願い申し上げます。
まず、本理事会の議事録署名者をご指名申し上げます。栃木市長 大川秀子さん、
那珂川町長 福島泰夫さん、よろしくお願いいたします。
それでは、これより議事に入ります。
本日、提案いたしました案件は、先ほど挨拶でも申し上げましたとおり、議決事
項 31 件と協議事項 2 件でございます。これを順次議題に供します。
はじめに、皆様にお諮りいたします。
これから、議決事項の審議に入りますが、関連議案につきましては、一括議題に
供し、審議いたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。
《異議なし・全員一致》
- 議 長 ご異議がないものと認めまして、関連議案につきましては、一括上程することと
いたします。
それでは、はじめに、議案第 1 号から議案第 9 号につきましては、「令和 4 年度
に係る本会事業報告並びに一般・特別両会計の歳入歳出決算の認定」でございます。
いずれも関連がございますので、一括議題に供し、事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 議案第 1 号から議案第 9 号について、次のとおり議案書及び別添 A3 版資料に基
づき説明。
◆議案第 1 号 令和 4 年度本会事業報告の認定について
令和 4 年 2 月 22 日開催の通常総会で議決された事業計画に基づき、次の 7 つの
各種事業を実施した旨の報告を行った。
○第 1 の「国民健康保険事業の安定的運営」について
国民健康保険事業の安定的運営に向けて保険者と連携を密にし、事務の効率化、
調査研究、価値ある情報の提供に努めた。また、医療保険制度を将来にわたって持
続可能で安定的な制度にするため、引き続き国保関係者が一丸となり、国民健康保
険事業の安定運営に向けた運動を展開した。

○第2の「成果を上げる国民健康保険・後期高齢者医療診療報酬審査支払事業等の展開」について

審査事務共助の充実強化、審査委員会への情報の提供などによる効率的なレセプト審査体制の強化を図りつつ、国保総合システムを活用した審査の更なる精度向上に努めた。また、「審査支払機能に関する改革工程表」に基づく審査基準の原則全国統一や統合的なコンピュータチェックの実現に向けた対応を踏まえ、職員の理解力の向上に努めるとともに、それらの影響を踏まえた業務プロセスの効率化を進めた。併せて、普通交付金収納事務、出産育児一時金等支払業務、風しん対策抗体検査等費用の支払業務及び新型コロナウイルスワクチン接種に係る費用の支払業務のほか、後期高齢者医療事務代行業務についても適正な事務処理に努めた。

○第3の「共同事業の効率的推進」について

保険者事務共同電算処理事業等の更なる事業の拡充を図るため、国保総合システムの機能改善による保険者事務の効率化と国保情報集約システム及び国保データベース（KDB）システムの適正な運用を図るとともに、保険者ニーズの把握に努め、価値あるデータの提供を行い保険者支援の充実に努めた。また、第三者行為損害賠償求償事務については、引き続き事業範囲の拡大を検討しながら、求償金の滞納防止に努め、保険者事務の効率化を図った。さらに、海外療養費不正請求対策支援業務の適正な事務の執行と、国保税賦課シミュレーション支援事業の充実に努め、事業の推進を図った。

○第4の「実効性のある保健事業の支援強化と特定健診等データ管理業務の適正執行」について

国保データベース（KDB）システムの活用による保健事業を推進するとともに、栃木県保険者協議会を通じて地域・職域保険の連携強化を図るなど、市町保健事業の支援を行った。また、医療保険情報を活用したデータ分析、生活習慣病（予備群）減少のためのデータ提供活用支援等のデータヘルスの充実を図るとともに、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施、特定健診受診率向上支援の充実強化等により医療費適正化の推進に努めた。さらに、特定健診等のデータ管理業務の適正執行を行い、保険者事務の効率化に努めた。

○第5の「介護保険・障害者総合支援事業関係業務の適正執行」について

介護給付費・障害者総合支援給付費等の審査支払業務を適正に執行した。また、保険者ニーズに沿った介護保険者事務共同処理事業を展開するとともに、介護給付適正化事業の一層の充実強化に努めた。更に、関係機関との連携を強化し、介護サービスの質の維持・向上を図った。また、国において令和5年度に導入するケアプランデータ連携システムに係る影響分析を行うなど、本稼働までの準備に万全を期して対応した。

○第6の「新規事業への対応」について

本会中期事業計画に基づき、保険者のニーズに対応した事業を実施するとともに、令和6年度における次期国保総合システムをはじめとした国保中央会標準システムのクラウド環境への移行のほか、関連する本会独自システムの更改に係る準備

に万全を期した。また、Web を活用した広報事業の拡充やデータ分析業務を担う人材の更なる育成に努めるほか、県と連携して介護・福祉分野の処遇改善に係る補助金事業を適正に実施し、公的機関としての役割を果たした。

○第7の「成果を生み出す組織体制、事務運営等の整備」について

保険者に満足してもらえる成果を生み出す事業を効果的に進めるため、令和4年度本会事業計画の重点目標の取り組み方針に沿って事務局体制の整備、職員の資質の向上、事務運営の改善に努めた。また、組織の運営と業務の信頼性・有効性確保のため、情報セキュリティ強化に努めた。

◆議案第2号 令和4年度本会一般会計歳入歳出決算額

歳入決算額	2,012,159,843 円
歳出決算額	2,008,123,866 円
歳入歳出差引額	4,035,977 円

歳入歳出差引残額 4,035,977 円は、翌年度へ繰越すものとする。

◆議案第3号 令和4年度本会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出決算額

1 業務勘定

歳入決算額	1,572,294,736 円
歳出決算額	1,497,893,047 円
歳入歳出差引額	74,401,689 円

歳入歳出差引残額 74,401,689 円は、翌年度へ繰越すものとする。

2 国民健康保険診療報酬支払勘定

歳入決算額	142,157,002,969 円
歳出決算額	142,126,664,101 円
歳入歳出差引額	30,338,868 円

歳入歳出差引残額 30,338,868 円は、翌年度へ繰越すものとする。

3 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定

歳入決算額	4,314,857,030 円
歳出決算額	4,313,448,341 円
歳入歳出差引額	1,408,689 円

歳入歳出差引残額 1,408,689 円は、翌年度へ繰越すものとする。

4 出産育児一時金等に関する支払勘定

歳入決算額	843,062,127 円
歳出決算額	843,062,127 円
歳入歳出差引額	0 円

5 抗体検査等費用に関する支払勘定

歳入決算額	3,558,204,794 円
歳出決算額	3,558,204,794 円
歳入歳出差引額	0 円

◆議案第4号 令和4年度本会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算額

1 業務勘定

歳入決算額	825,383,422 円
歳出決算額	805,589,447 円
歳入歳出差引額	19,793,975 円

歳入歳出差引残額 19,793,975 円は、翌年度へ繰越すものとする。

2 後期高齢者医療診療報酬支払勘定

歳入決算額	218,145,422,782 円
歳出決算額	218,135,896,064 円
歳入歳出差引額	9,526,718 円

歳入歳出差引残額 9,526,718 円は、翌年度へ繰越すものとする。

3 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定

歳入決算額	1,703,717,422 円
歳出決算額	1,702,745,614 円
歳入歳出差引額	971,808 円

歳入歳出差引残額 971,808 円は、翌年度へ繰越すものとする。

◆議案第 5 号 令和 4 年度本会第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計
歳入歳出決算額

歳入決算額	427,548,485 円
歳出決算額	426,091,529 円
歳入歳出差引額	1,456,956 円

歳入歳出差引残額 1,456,956 円は、翌年度へ繰越すものとする。

◆議案第 6 号 令和 4 年度本会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算額

1 業務勘定

歳入決算額	551,081,552 円
歳出決算額	543,967,932 円
歳入歳出差引額	7,113,620 円

歳入歳出差引残額 7,113,620 円は、翌年度へ繰越すものとする。

2 介護給付費支払勘定

歳入決算額	143,963,559,981 円
歳出決算額	143,962,963,523 円
歳入歳出差引額	596,458 円

歳入歳出差引残額 596,458 円は、翌年度へ繰越すものとする。

3 公費負担医療等に関する報酬等支払勘定

歳入決算額	1,278,856,199 円
歳出決算額	1,278,852,152 円
歳入歳出差引額	4,047 円

歳入歳出差引残額 4,047 円は、翌年度へ繰越すものとする。

◆議案第 7 号 令和 4 年度本会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出
決算額

1 業務勘定

歳入決算額	86,419,267 円
歳出決算額	83,247,666 円
歳入歳出差引額	3,171,601 円

歳入歳出差引残額 3,171,601 円は、翌年度へ繰越すものとする。

2 障害介護給付費支払勘定

歳入決算額	43,761,866,129 円
歳出決算額	43,761,844,725 円
歳入歳出差引額	21,404 円

歳入歳出差引残額 21,404 円は、翌年度へ繰越すものとする。

3 障害児給付費支払勘定

歳入決算額	10,393,683,837 円
歳出決算額	10,393,683,837 円
歳入歳出差引額	0 円

◆議案第 8 号 令和 4 年度本会特定健診保健指導費用決済業務特別会計歳入歳出決算額

歳入決算額	1,380,759,070 円
歳出決算額	1,380,322,677 円
歳入歳出差引額	436,393 円

歳入歳出差引残額 436,393 円は、翌年度へ繰越すものとする。

◆議案第 9 号 令和 4 年度本会職員厚生資金貸付金特別会計歳入歳出決算額

歳入決算額	10,000,180 円
歳出決算額	500,180 円
歳入歳出差引額	9,500,000 円

歳入歳出差引残額 9,500,000 円は、翌年度へ繰越すものとする。

◇実費弁償判定の結果

令和 4 年度決算の状況から、実費弁償の判定を行った結果、調整後当期収支差額が、3,402 万 6,519 円のマイナスとなり剰余がなく実費弁償されていると判断できるので、今年度の控除精算は生じないことを報告。

◇独立監査法人の監査報告書

監査結果の意見として、すべての重要な点において国保法及び関連する法令に定められている会計の基準に準拠して作成されているものと認めるとされたことを報告。

◇監事会（持ち回り開催）の監査報告書

決算書と関係証憑書類等を慎重に照合したところ、内容すべて適正妥当であり歳入歳出との正確であることを認めるとされたことを報告。

議長 ただ今、事務局より、議案第 1 号から議案第 9 号について説明がありました。何かご質疑等ございませんか。

《質疑・意見等なし》

次に、議案第 14 号から議案第 28 号につきましては、「本会規則の一部改正について」でございます。これを一括議題に供し、事務局の説明を求めます。

議案第 14 号から議案第 28 号について、次のとおり別添 A3 版資料に基づき説明。

◆議案第 14 号 「本会職員服務規則の一部改正について」

○改正趣旨

職員の定年年齢引き上げ及び役職定年制の導入に伴う規則の一部改正を行うもの。

◆議案第 15 号 「本会職員育児休業等に関する規則の一部改正について」

○改正趣旨

育児休業を取得した職員の職務復帰後における号給の調整の実施に伴う規則一部改正を行うもの。

◆議案第 16 号 「本会職員介護休業等に関する規則の一部改正について」

○改正趣旨

介護休業を取得した職員の職務復帰後における号給の調整の実施に伴う規則の一部改正を行うもの。

◆議案第 17 号 「本会職員給与規則の一部改正について」

○改正趣旨

職員の定年年齢引き上げ及び役職定年制の導入に伴う規則の一部改正を行うもの。

◆議案第 18 号 「本会職員退職手当規則の一部改正について」

○改正趣旨

職員の定年年齢引き上げ及び役職定年制の導入に伴う規則の一部改正を行うもの。

◆議案第 19 号 「本会職員の再任用に関する規則の一部改正について」

○改正趣旨

職員の定年年齢引き上げ及び役職定年制の導入に伴う規則の一部改正を行うもの。

◆議案第 20 号 「本会財務規則の一部改正について」

○改正趣旨

インボイス制度（消費税の適格請求書等保存方式）の開始に伴う規則の一部改正を行うもの。

◆議案第 21 号 「本会診療報酬審査支払規則の一部改正について」

○改正趣旨

インボイス制度（消費税の適格請求書等保存方式）の開始に伴う規則の一部改正を行うもの。

◆議案第 22 号 「本会特定健康診査・特定保健指導等に関する費用支払規則の一部改正について」

○改正趣旨

インボイス制度（消費税の適格請求書等保存方式）の開始に伴う規則の一部改

正を行うもの。

◆議案第 23 号 「本会柔道整復施術療養費審査支払規則の一部改正について」

○改正趣旨

インボイス制度（消費税の適格請求書等保存方式）の開始に伴う規則の一部改正を行うもの。

◆議案第 24 号 「本会第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業規則の一部改正について」

○改正趣旨

インボイス制度（消費税の適格請求書等保存方式）の開始に伴う規則の一部改正を行うもの。

◆議案第 25 号 「本会障害福祉事務共同処理規則の一部改正について」

○改正趣旨

地域生活支援事業に係る審査支払業務の本事業化に伴う規則の一部改正を行うもの。

◆議案第 26 号 「本会海外療養費不正請求対策支援業務規則の一部改正について」

○改正趣旨

インボイス制度（消費税の適格請求書等保存方式）の開始に伴う規則の一部改正を行うもの。

◆議案第 27 号 「本会介護保険者事務共同処理規則の一部改正について」

○改正趣旨

インボイス制度（消費税の適格請求書等保存方式）の開始に伴う規則の一部改正を行うもの。

◆議案第 28 号 「本会後期高齢者医療診療報酬審査支払規則の一部改正について」

○改正趣旨

インボイス制度（消費税の適格請求書等保存方式）の開始に伴う規則の一部改正を行うもの。

議長 　ただ今、事務局より、議案第 14 号から議案第 28 号について説明がありました。何かご質疑等ございませんか。

《質疑・意見等なし》

議長 　ご質疑もないようですので、議案第 14 号から議案第 28 号は、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

《異議なし・全員一致》

議長 　ご異議がないものと認め、議案第 14 号から議案第 28 号は、原案どおり可決されました。

次に、議案第 29 号「令和 5 年度栃木県国民健康保険功労者表彰の同意について」を議題に供し、事務局の説明を求めます。

事務局 　議案第 29 号について、次のとおり議案書に基づき説明。

◆議案第 29 号 「令和 5 年度栃木県国民健康保険功労者表彰の同意について」

○趣旨

議 長 　　本会表彰規則第 2 条に基づき、令和 5 年度の国保功労者の表彰の同意を求めるもの。本年度の功労者は、国保運営協議会委員 5 名、国保診療報酬審査委員会委員 4 名及び介護給付費審査委員会委員 1 名の合計 10 名となる。

議 長 　　ただ今、事務局から、議案第 29 号について、説明がありました。何かご質疑等ございませんか。

　　　　　《質疑・意見等なし》

議 長 　　ご質疑もないようですので、議案第 29 号は原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

　　　　　《異議なし・全員一致》

議 長 　　ご異議がないものと認め、議案第 29 号は、原案どおり可決されました。次に、議案第 30 号「本会役員の改選に伴う学識経験者たる理事 1 名の推薦について」を議題に供します。

　　　　　なお、当事者であります、常務理事の大橋哲也さんには、退席をお願いいたします。

　　　　　《大橋常務理事 退席》

議 長 　　それでは、事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　本会規約第 19 条第 2 項の規定に基づき、会員以外である学識経験を有する者のうちから理事会の推薦により、選任することとなっている。

　　　　　現常務理事の大橋哲也氏を引き続き理事会より推薦することを提案した。

議 長 　　ただ今、事務局から議案第 30 号について説明がありました。何かご質疑等ございませんか。

　　　　　《質疑・意見等なし》

議 長 　　ご質疑もないようですので、議案第 30 号は原案どおり現常務理事の大橋哲也さんを推薦することに、ご異議ございませんか。

　　　　　《異議なし・全員一致》

議 長 　　ご異議がないものと認め、議案第 30 号は原案どおり可決されました。それでは、大橋常務理事にお戻りいただくようお願いいたします。

　　　　　《大橋常務理事 着席》

議 長 　　大橋常務を推薦することで決定されましたので、引き続き、よろしくお願いいたします。

　　　　　次に、議案第 31 号「令和 5 年度本会通常総会の招集日時、場所及び附議事項について」を議題に供し、事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　議案第 31 号について、次のとおり議案書に基づき説明。

　　　　　◆議案第 31 号「令和 5 年度本会通常総会の招集日時、場所及び附議事項について」

　　　　　○招集日時　令和 5 年 7 月 27 日（木）午後 1 時 30 分

　　　　　○場所　　　栃木県本町合同ビル 9 階大会議室

　　　　　○附議事項　議案書に記載のとおり

議 長 　　ただ今、事務局から議案第 31 号について説明がありました。何か、ご質疑等ご

	ございませんか。 《質疑・意見等なし》
議 長	ご質疑もないようですので、議案第 31 号は、原案どおり可決することにご異議 ございませんか。
議 長	《異議なし・全員一致》 ご異議がないものと認め、議案第 31 号は原案どおり可決されました。 以上で、本日の理事会に提案いたしました全議案につきまして、審議を終了いた しました。 続きまして、協議事項に移ります。 協議事項 1「本会役員の改選について」事務局の説明を求めます。
事 務 局	協議事項 1 について、次のとおり別添 A3 版資料に基づき説明。 ◆協議事項 1「本会役員の改選について」 ○趣旨 本会規約第 19 条及び第 23 条の定めにより、本会の役員は、理事 15 名、監事 4 名を定数とし、任期は 2 年となっている。現役員の任期が、本年 8 月 6 日をもって、 任期が満了となることから、7 月 27 日開催の通常総会において、役員の改選をお 願いするもの。この役員については、各支部からの推薦により選出されており、各 支部長あて推薦をお願いした。なお、総会の当日は、総会終了後、新理事による理 事会を開催し、理事長、副理事長、常務理事の互選を行うことを説明。
議 長	ただ今、協議事項 1 について説明がありました。何かご質疑等ございませんか。
議 長	《質疑・意見等なし》 ご質疑もないようですので、説明のとおり、ご了承願います。 次に、協議事項 2「国保総合システムの更改に伴う費用に係る令和 6 年度国庫補 助獲得のための要請活動について」事務局の説明を求めます。
事 務 局	協議事項 2 について、次のとおり別添 A3 版資料に基づき説明。 ◆協議事項 2「国保総合システムの更改に伴う費用に係る令和 6 年度国庫補助獲得 のための要請活動について」 ○趣旨 「審査支払機能に関する改革工程表」に基づく国保総合システムの開発に係る 費用や保守運用費を賄うための財源不足への対応として、7 月 27 日開催の通常 総会において、県内国保保険者の総意として、国の責任において必要な財政措置 を講じるよう要望する旨の決議を行うこと、また、決議に基づき本県選出の国会 議員へ陳情を行う旨をご了承いただくもの。
議 長	ただ今、協議事項 2 について説明がありました。何かご質疑等ございませんか。
議 長	《質疑・意見等なし》 ご質疑もないようですので、説明のとおり、ご了承願います。 以上を持ちまして、本日附議されました議案並びに協議事項につきましては、す べて終了いたしました。この際、折角の機会でございますので、ご意見等がござ いましたら、ご発言をお願いいたします。

《意見等なし》

議長　ご発言もないようですので、以上をもちまして、本日の理事会を終了といたします。長時間にわたり、慎重なるご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

(閉会)